

川崎市アスベスト対策会議設置要綱

(設置)

第1条 アスベストによる環境汚染、健康不安等の諸問題に対して、関係部局が連携して対策を推進するため、川崎市アスベスト対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) アスベストの現状把握及び対策方針
- (2) アスベスト対策の推進に関する関係部局間の調整
- (3) その他アスベスト対策について必要な事項

(構成員)

第3条 対策会議は、別表1に掲げる職員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 対策会議に座長を置く。

- 2 座長は、環境局長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長を補佐するため、副座長を置く。
- 5 副座長は環境対策部長とし、座長に事故あるときにその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は座長が必要に応じて招集する。

- 2 対策会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 対策会議の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会には会長及び幹事を置き、会長は、環境対策部長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じ幹事会を招集し、幹事会の会議を主宰し、会務を総理する。
- 4 各幹事及びその属する組織のアスベストに関する主な所掌事項は別表2に掲げるとおりとする。
- 5 会長は、必要に応じ幹事会での協議結果を対策会議に報告することとする。
- 6 幹事会は、会長の判断に基づき、幹事以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 対策会議及び幹事会の事務局を環境局環境対策部環境対策推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、座長が対策会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月8日から施行する。
- 2 川崎市アスベスト対策推進協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 7 月 1 6 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 7 月 2 5 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 1 2 月 2 3 日から施行する。

別表 1 （第 3 条関係）

座 長	環境局長
委 員	総務企画局総務部長
	財政局財政部長
	市民文化局市民生活部長
	経済労働局産業政策部長
	環境局環境対策部長（副座長）
	環境局生活環境部長
	健康福祉局保健医療政策担当部長（保健所長）
	こども未来局総務部長
	まちづくり局施設整備部長
	まちづくり局指導部長
	建設緑政局総務部長
	港湾局川崎港管理センター副所長
	川崎区副区长
	幸区副区长
	中原区副区长
	高津区副区长
	宮前区副区长
	多摩区副区长
	麻生区副区长
	上下水道局総務部長
	交通局自動車部長
	病院局総務部長
	消防局総務部長
	教育委員会事務局教育環境整備推進室長

別表 2 (第 6 条関係)

幹 事		組織のアスベストに関する主な所掌事項		
環境局	環境対策部 環境対策推進課長	・大気汚染防止法等に関すること ・大気環境の測定及び公表に関すること ・「市有施設の維持管理等に係るアスベスト対策要領」に関すること	・アスベストに関する市民等への情報提供 ・庁内関係課に対する、所管業務に係る情報提供や適切な指示・指導等に関すること	
	生活環境部 廃棄物指導課長	・アスベスト廃棄物等の処理指導に関すること		
健康福祉局	保健医療政策部 健康増進担当課長	・健康不安に対する相談等に関すること		
	保健医療政策部 環境保健・アレルギー疾患対策担当課長	・石綿健康被害救済法等に関すること		
まちづくり局	施設整備部 施設計画課長	・市所有施設のアスベスト対策に関すること		
	指導部 建築管理課建築企画担当課長	・建設リサイクル法の届出等に関すること		
	指導部 建築指導課長	・民間建築物のアスベスト対策に関すること		
総務企画局	総務部 庶務課長	・所管する市所有施設のアスベスト対策に関すること		
財政局	財政部 庶務課長			
市民文化局	市民生活部 企画課施設調整担当課長			
経済労働局	産業政策部 庶務課長			
環境局	総務部 庶務課長			
健康福祉局	総務部 庶務課長			
こども未来局	総務部 庶務課長			
まちづくり局	総務部 庶務課長			
建設緑政局	総務部 庶務課長			
港湾局	川崎港管理センター			

	港湾管理課長	
川崎区役所	まちづくり推進部 総務課長	
幸区役所		
中原区役所		
高津区役所		
宮前区役所		
多摩区役所		
麻生区役所		
上下水道局	総務部 庶務課長	
交通局	自動車部 管理課長	
病院局	総務部 庶務課長	
消防局	総務部 施設装備課長	
教育委員会 事務局	教育環境整備推進室 施設整備・調整担当 課長	